

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年8月5日公表

特定事業主名：多久市長、多久市教育委員会、多久市議会議長

多久市代表監査委員、多久市選挙管理委員会、多久市農業委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.2 %
全職員	73.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.4 %
本庁課長補佐相当職	95.9 %
本庁係長相当職	95.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.1 %
31～35年	99.5 %
26～30年	93.3 %
21～25年	80.6 %
16～20年	96.5 %
11～15年	97.8 %
6～10年	104.6 %
1～5年	101.9 %

【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は76.7%である。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員が全職員の43.6%を占め、さらにその72.5%が女性であるため、全職員における給与の差異の拡大要因となっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	17.4 %

【説明欄】

・特になし

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職段階	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	17.4 %
本庁課長補佐相当職	13.2 %
本庁係長相当職	36.4 %

【説明欄】

・本庁部局長・次長相当職の職員はいない

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	150.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	0 %	— %	— %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	0 %	— %	— %
2 週間以上 1 月以下	16.7 %	0 %	— %	— %
1 月超 3 月以下	50.0 %	0 %	— %	— %
3 月超 6 月以下	33.3 %	0 %	— %	— %
6 月超 9 月以下	0 %	0 %	— %	— %
9 月超 12 月以下	0 %	50.0 %	— %	— %
12 月超 24 月以下	0 %	0 %	— %	— %
24 月超	0 %	50.0 %	—	—

【説明欄】

- ・ 育児休業取得率については、

$$\frac{\text{令和 7 年度中に新たに育児休業を取得した職員数}}{\text{令和 7 年度に子が生まれ、育児休業が取得可能となった職員数}}$$
で算出している。したがって、令和 6 年度に育児休業を取得可能になったが、その年度には取得せず、令和 7 年度になって新たに取得した職員が 2 名いたため 100%を超える。
- ・ 会計年度任用職員については、男女とも取得対象者はいなかった。

V 職員の勤務時間の状況管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
正規職員	10.4 時間／月

【説明欄】

Ⅵ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全採用職員数	19 人
女性採用職員数	6 人
割合	31.6 %

Ⅶ 採用試験の受験者の総数に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全受験者数	70 人
女性受験者数	22 人
割合	31.4 %

Ⅷ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
女性職員	32.1 %

Ⅸ 職員の年次有給休暇の取得日数の状況

区分	令和 7 年
平均取得日数	13.1 日